福島県企業の魅力アップ奨励金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、企業の魅力アップ奨励金(以下「奨励金」という。)の交付について必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 県は、職場における女性活躍を推進するとともに、男性の育児等への参加を促進し、長時間労働の是正や年次有給休暇の取得促進、介護休業の取得促進により、仕事と生活の調和がとれた働きやすい職場環境づくりを推進していくことを目的として、福島県補助金等の交付等に関する規則(昭和45年福島県規則第107号。以下「規則」という。)及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で奨励金を交付するものとする。

(定義)

- 第3条 この要綱における用語の定義は以下のとおりとする。
 - (1) 育児休業

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号。以下「育児・介護休業法」という。)第2条第1項第1号、第5条第1項及び各事業所において就業規則又は労働協約等(以下「就業規則等」という。)に定めるところにより、労働者がその子を養育するための休業制度をいう。

(2) 労働者

労働基準法(昭和22年法律第49号)第9条に規定する労働者をいう。

(3) 年次有給休暇

労働基準法第39条に規定する年次有給休暇をいう。

(4) 所定外労働

各事業所において就業規則等に定める労働時間外の労働をいう。

(5) 常時雇用する労働者

期間の定めなく雇用されている者又は2か月を超えて雇用される者であり、かつ週当たりの所定労働時間が当該事業主に雇用される通常の労働者と概ね同等である者をいう。

(6) 所定労働日数

1年間の暦日から就業規則や雇用契約書で定めた所定休日日数を差引いた年間の労働日数をいう。

(7) 所定労働時間

就業規則や雇用契約書で定めた始業時間から終業時間までの時間から休憩時間を引いた時間をいう。

(8) 出生時育児休業(産後パパ育休)

育児・介護休業法第2条第1項第1号、第9条の2第1項及び各事業所において就業規則等に定めるところにより、子の出生の日から起算して8週間を経過する日の翌日までの期間内に、4週間以内の期間を定めてする休業をいう。

(9) 管理職

事業所の組織系列の各部署において、配下の係員等を指揮・監督する役職(専任職、 スタッフ管理職等を含む。)の者をいう。

(10)役員

取締役、会計参与、監査役、執行役、理事、監事及びその他、実質的に企業の経営 に従事している者をいう。

(11)治療

不妊治療のほか、がん、脳卒中、心疾患、糖尿病、肝疾患、難病など反復・継続して治療が必要な疾病の治療をいう。

(12)正規雇用労働者

期間の定めのない労働契約を締結しており、所定労働時間が同一の事業主に雇用される通常の労働者の所定労働時間と同じであり、直接雇用される労働者をいう。

(13) 非正規雇用労働者

短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律(平成5年法律第76号)第2条第1項に規定する短時間労働者及び同条第2項に規定する有期雇用労働者をいう。

(14)介護休業

育児・介護休業法第2条第1項第2号、第11条第1項及び各事業所において就業 規則等に定めるところにより労働者が対象家族を介護するための休業制度をいう。

(15)介護休暇

育児・介護休業法第16条の5及び各事業所において就業規則等に定めるところにより対象家族を介護するための休暇制度をいう。

(16) 育児短時間勤務

育児・介護休業法第23条第1項及び各事業所において就業規則等に定めるところにより、労働者が就業しつつその子を養育することを容易にするための所定労働時間の短縮措置をいう。

(17)介護短時間勤務

育児・介護休業法第23条第3項及び各事業所において就業規則等に定めるところにより、労働者が就業しつつ対象家族の介護を行うことを容易にするための所定労働時間の短縮措置をいう。

(対象となる取組)

第4条 本事業の対象となる取組(以下「対象取組」という。)及び対象取組ごとの成果 目標は、下表の各号のとおりとする。

	日分りとおりと	
取組内容	対象取組	成果目標
(1)女性活	ア 女性管	当該年度に係長相当職以上に占める女性の割合が
躍支援コー	理職の増加	20%以上となった場合。
ス		前年度までに20%を達成している場合は前年度
		と比較して当該年度の割合が上昇した場合。
	イ 女性の	前年度の1月から当該年度の12月までに採用し
	積極採用	た労働者のうち女性の割合が20%以上の場合。
	ウ 女性役	当該年度に新たに女性役員を登用した場合。
	員の増加	
	工 離職者	結婚、出産、育児又は介護を理由として離職した
	の再雇用	労働者を当該年度に再雇用した場合。
		離職前、再雇用後の雇用形態は問わない。
	オ 治療と	不妊治療をはじめとした治療と仕事の両立を図る
	仕事の両立	ための休暇制度があり又は新たに導入し、当該年度
		に利用実績があった場合(就業規則等に規定してい
		ること)。
	カ 正規雇	非正規雇用労働者から正規雇用労働者への転換措
	用労働者へ	置を設けており、当該年度に利用実績があった場合
	の転換	(就業規則等に規定していること)。
(2) 働き方	ア 男性の	(ア) 7日以上1か月未満
改革支援	育児休業の	男性労働者 (経営者の親族である者を除く。)
コース	取得促進	が、その養育する子が1歳2か月に達するまでの間
		に7日以上1か月未満(勤務を要しない日を除
		く。)連続した育児休業(出生時育児休業を含む)
		を取得すること。
		(イ) 1か月以上3か月未満
		男性労働者(経営者の親族である者を除く。)
		が、その養育する子が1歳2か月に達するまでの間
		に、1か月(育児休業の開始日から起算して1か月
		後の応当日の前日まで。勤務を要しない日を含
		む。)以上3か月未満連続した育児休業を取得する
•	•	

		こと。(分割取得した場合はその合計が30日以上
		であれば可。出生時育児休業を含む。)
		また、出生時育児休業を4週間取得した場合も同
		とする。(分割取得した場合も可。)
		(ウ) 3か月以上
		男性労働者(経営者の親族である者を除く。)
		が、その養育する子が1歳2か月に達するまでの間
		に、3か月(育児休業の開始日から起算して3か月
		後の応当日の前日まで。勤務を要しない日を含
		む。)以上連続した育児休業を取得すること。(タ
		割取得した場合はその合計が90日以上であれる
		可。また、出生時育児休業を含む。)
	イ 介護休	(ア) 5日以上1か月未満
	業の取得促	労働者が合計5日以上1か月未満(勤務を要しない
	進	日を除く)の介護休業(介護休暇を含む)を取得する
		こと。
		(イ) 1か月以上
		労働者が1か月(介護休業の開始日から起算し
		1か月後の応当日の前日まで。勤務を要しない日本
		含む。)以上連続した介護休業を取得すること。
		(分割取得した場合はその合計が30日以上である
	克 正之 从	ば可。介護休暇を含む。)
	ウ 所定外	取組期間における平均所定外労働時間数を、過:
	労働の削減	2年間の同時期と比較して15時間以上削減させる
		こと。 労働基準法第36条第4項に規定する上限規制を
		労働差平伝第30米第4項に焼たりる工廠焼削を
	工 年次有	取組期間における年次有給休暇の平均取得日数
	給休暇の取	を、過去2年間の同時期と比較して3日以上増加る
	得促進	せること。
	14 1/2 ~	労働基準法第39条第7項に規定する取得義務
		数を遵守すること。
	オ 男性の	男性労働者(経営者の親族である者を除く。)
	育児短時間	が、その養育する子が3歳に達するまでの間に、
	勤務の取得	1か月(育児短時間勤務の開始日から起算して1ヵ
	促進	月後の応当日の前日まで。勤務を要しない日を行
		む。)以上連続した育児短時間勤務を行うこと。
		(分割取得した場合はその合計が30日以上である
		ば可。)
	カー介護短	労働者が1か月(介護短時間勤務の開始日から制
	時間勤務の	算して1か月後の応当日の前日まで。勤務を要した
	取得促進	い日を含む。)以上連続した介護短時間勤務を行っ
		こと。(分割取得した場合はその合計が30日以_
()		であれば可。)
(3) ファー	ア企業内	男性労働者(経営者の親族である者を除く。)
ストペンギ	初の男性育	が、その養育する子が1歳2か月に達するまでの間になる。
ン応援コー	児休業取得	に7日以上(勤務を要しない日を除く。)連続した
ス	者の誕生	育児休業(出生時育児休業を含む)を取得すること。 なの この この この これ は ままま こうしゅう こうしゅう こうしゅう こうしゅう しょうしゅう しょうしょう しょうしょう しょうしょう しょうしょう しょうしょう しょうしょう しょうしょう しょうしょう しょうしょう しょうしょうしょう しょうしょうしょう しょうしょう しょう
		と。かつ、その育児休業取得実績が、企業内で初る ての思歴労働者の奈児休業取得実績であること
	7	ての男性労働者の育児休業取得実績であること。 当該年度に新たに女性管理職(係長和当職以上)
	イ 企業内 初の女性管	当該年度に新たに女性管理職(係長相当職以上) を登用すること。かつ、その管理職登用実績が、3
	ツジタ性官	て豆用りること。かつ、てい自埋戦豆用夫限か、1
	理職の誕生	業内で初めての女性管理職登用であること。

- 2 第1項第2号ウ及びエに掲げる取組の取組期間は、参加決定日から当該年度の2月末 日までの間の3か月間を設定するものとする。
- 3 第1項第1号から第3号に掲げる取組の対象者は、原則として県内の事業所に勤務する全ての常時雇用する労働者とする。
- 4 第1項第2号ウ及び工に掲げる取組の対象となる事業所は、原則として県内の全ての 事業所とする。ただし、労働者数や業務形態等によりこれによりがたい場合は、県の承 認を得た上で特定の事業所等で参加することができるものとする。

(対象事業主)

- 第5条 対象取組の対象となる事業主(以下「対象事業主」という。)は、県内に事業所を有し、次の第1号に該当する者とする。ただし、国、地方公共団体及び特別の法律により特別の設置行為をもって設立された法人(その資本金の全部若しくは大部分を国若しくは地方公共団体が出資している法人、又はその事業の運営のために必要な経費の主たる財源の50%以上を国若しくは地方公共団体からの交付金若しくは補助金等によって得ている法人)は対象外とする。
 - (1) 福島県次世代育成支援企業認証制度要綱に基づく「働く女性応援」中小企業認証若しくは「仕事と生活の調和」推進企業認証を得た事業主又は認証を得る予定の事業主。
- 2 対象事業主は、前項の規定に加え次の各号のすべてに該当する事業主とする。
 - (1) 雇用保険適用事業所であること。
 - (2) 暴力団関係事業所でない事業主であること。
 - (3) 県が行う普及啓発活動に協力できること。
- 3 前条第1項第2号アに掲げる取組に係る対象事業主は、第1項及び第2項の規定に加 え、次の各号のすべてに該当する事業主とする。
 - (1) 就業規則等により育児休業制度を設けていること。
 - (2) 男性労働者(経営者の親族である者を除く。)が、その養育する子が1歳2か月に達するまでの間に第4条第1項第2号アに掲げる所定日数以上の育児休業を取得し、当該休業終了後に原職等に復職していること。
- 4 前条第1項第2号イに掲げる取組に係る対象事業主は、第1項及び第2項の規定に加 え、次の各号のすべてに該当する事業主とする。
 - (1) 就業規則等により介護休業制度を設けていること。
 - (2) 第4条第1項第2号イに掲げる所定日数以上の介護休業(介護休暇を含む。)を取得し、当該休業後に原職等に復職していること。
- 5 前条第1項第2号オに掲げる取組に係る対象事業主は、第1項及び第2項の規定に加 え、次の各号のすべてに該当する事業主とする。
 - (1) 就業規則等により育児短時間勤務制度を設けていること。
 - (2) 男性労働者(経営者の親族である者を除く。)が、その養育する子が3歳に達するまでの間に第4条第1項第2号オに掲げる所定日数以上の育児短時間勤務を取得していること。
- 6 前条第1項第2号カに掲げる取組に係る対象事業主は、第1項及び第2項の規定に加 え、次の各号のすべてに該当する事業主とする。
 - (1) 就業規則等により介護短時間勤務制度を設けていること。
 - (2) 第4条第1項第2号カに掲げる所定日数以上の介護短時間勤務を取得していること。
- 7 前条第1項第3号アに掲げる取組に係る対象事業主は、第1項及び第2項の規定に加 え、次の各号のすべてに該当する事業主とする。
 - (1) 就業規則等により育児休業制度を設けていること。
 - (2) 男性労働者(経営者の親族である者を除く。)が、その養育する子が1歳2か月に達するまでの間に第4条第1項第3号アに掲げる所定日数以上の育児休業を取得し、当該休業終了後に原職等に復職していること。かつ、その育児休業取得実績が、企業内で初めての男性労働者の育児休業取得実績であること。
- 8 前条第1項第1号アからカの取組による奨励金の交付は、1事業所につき各取組1回までとする。

- 9 前条第1項第2号アからイ及びオからカの取組による奨励金の交付は、連続する3か年度で3人の労働者を上限として行う。
- 10 前条第1項第2号ウ及びエの取組による奨励金の交付は、1事業所につき各取組1回までとする。
- 11 前条第1項第3号の取組による奨励金の交付は、1事業所につき各取組1回までとする。

(奨励金交付額)

第6条	奨励金の	交付額!	は次の各	号のと	おり	とする。
\mathcal{A}	7C///// 11/2/V	▼ 111151	みり(^ / ロ	/J V / C	. 40 /	C 7 'Q'a

(1) 女性活躍支援コース(1取組当たり)	各200,000円
(2) 働き方改革支援コース	
ア 男性の育児休業の取得促進(1人当たり)	
(ア)7日以上1か月未満	100,000円
(イ) 1 か月以上 3 か月未満	200,000円
(ウ) 3 か月以上	300,000円
イ 介護休業の取得促進(1人当たり)	
(ア)5日以上1か月未満	100,000円
(イ) 1 か月以上	200,000円
ウ 所定外労働の削減	200,000円
エ 年次有給休暇の取得促進	200,000円
オ 男性の育児短時間勤務の取得促進	200,000円
カー介護短時間勤務の取得促進	200,000円
(3) ファーストペンギン応援コース	
ア 企業内初の男性育児休業取得者の誕生	200,000円
イ 企業内初の女性管理職の誕生	200,000円

(事業参加の申込み)

- 第7条 第4条第1項第2号ウ又は工に掲げる取組に参加を希望する事業主は、企業の魅力アップ奨励金事業参加申込書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて知事に提出するものとする。
 - (1) 雇用保険適用事業所設置届(事業主控)の写し(登記簿上の本社所在地が県外の場合又は県外の本社で一括して手続きを行っている場合を除き、県内の支店・営業所等の事業所の設置届)
 - (2) 就業規則等及び労働時間や休暇に関する規程の写し
 - (3) 会社案内又は会社概要(ホームページの写し可)
 - (4) その他知事が必要と認める書類
- 2 第4条第1項第2号ウ及び工を除く取組については事前の参加申込みは不要とする。

(事業参加の決定)

- 第8条 知事は、第4条第1項第2号ウ又はエに掲げる取組の参加申込書の提出があった場合は、その内容を審査し、参加の可否を企業の魅力アップ奨励金事業参加に係る審査結果通知書(様式第2号)により申込者に通知するものとする。
- 2 第4条第1項第2号ウ又はエに掲げる取組を希望する事業者は、県が指定する社会保 険労務士と、過去2年間の実績を確認し取組の目標を定めるものとする。

(申請及び実績報告)

- 第9条 奨励金の交付を受けようとする事業主は、別表に定める企業の魅力アップ奨励金 交付申請書兼実績報告書(様式第3-1号から様式第3-8号)に必要書類を添えて知事に申請するものとする。
- 2 第4条第1項第2号ウ又はエに掲げる取組を実施した事業主は、県が指定する社会保 険労務士に取組成果の確認を受けるものとする。

(交付の決定)

第10条 知事は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る内容を審査し、 その他必要に応じて現地調査を行い、奨励金交付の可否について企業の魅力アップ奨励 金交付(不交付)決定通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

(申請を取り下げることができる期日)

第11条 規則第8条第1項に規定する別に定める期日は、交付決定の通知を受理した日から起算して10日を経過した日とする。

(交付)

- 第12条 知事は前条の交付決定を行ったときは、速やかに奨励金を支払うものとする。
- 2 福島県次世代育成支援企業認証を得る予定の事業者への奨励金の支払いは、認証取得 が確実になった場合に行うものとし、認証取得ができなかった場合は、企業の魅力アッ プ奨励金交付決定取消通知書(様式第5号)により交付の決定を取り消すものとする。

(奨励金の交付決定の取り消し及び返還)

- 第13条 知事は、奨励金の交付を受けた事業主が、虚偽その他不正な手段により奨励金の交付を受けたときは、企業の魅力アップ奨励金交付決定取消通知書(様式第5号)により交付の決定を取り消すものとし、既に交付した奨励金がある場合は、企業の魅力アップ奨励金返還通知書(様式第6号)により返還させるものとする。
- 2 前項の奨励金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.9 5パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。
- 3 知事は、第1項に基づく取消しを行い、奨励金の返還を命ずる場合には、その命令に係る奨励金の受領の日から納付の日までの期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を合わせて命ずるものとする。

(関係書類の整備)

第14条 奨励金の交付を受けた事業主は、対象取組に係る証拠書類、帳簿等を常に整備 し、第10条の通知を受けた日から、5年間保存しなければならない。

(その他必要な事項)

第15条 この要綱に定めるもののほか、奨励金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、平成30年7月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表(第9条関係)

	対象となる取組	提出	必要書類	申請期限
\angle		様式		
1	第4条第1項第1	様式第	(1) 雇用保険適用事業所設置届(事業主控)の写し	当該年度の3月
	号	3 - 1	(登記簿上の本社所在地が県外の場合又は県外の	31日まで
		号	本社で一括して手続きを行っている場合を除き、	
	(女性活躍支援コ		県内の支店・営業所等の事業所の設置届)	
	ース)		(2) 会社案内又は会社概要(ホームページの写し可)	
			(3) 取組を達成した日付と内容が客観的に証明でき	
			る書類の写し	
			(4) 就業規則、育児・介護休業規程等の写し	
			(5) 奨励金振込先口座の通帳の写し(口座番号・口	
			座名義が確認できるもの)	
			(6) その他知事が必要と認める書類	
2	第4条第1項第2	様式第	(1) 雇用保険適用事業所設置届(事業主控)の写し	対象となった労
	号ア	3 - 2	(登記簿上の本社所在地が県外の場合又は県外の	働者が育児休業
		号	本社で一括して手続きを行っている場合を除き、	を取得する前の
	(働き方改革支援		県内の支店・営業所等の事業所の設置届)	職等に復職した
	コース・男性の育		(2) 会社案内又は会社概要(ホームページの写し可)	日以後の最初の
	児休業の取得促		(3) 対象となる男性労働者の育児休業期間の確認が	3月31日まで
	進)		できる書類の写し(育児休業決定通知、育児休業	
			給付金支給決定通知書等)	
			(4) 対象となる男性労働者の職場復帰状況が確認で	
			きる書類の写し(出勤簿等)	
			(5) 就業規則、育児・介護休業規程等の写し	
			(6) 奨励金振込先口座の通帳の写し(口座番号・口	
			座名義が確認できるもの)	
			(7) その他知事が必要と認める書類	

	対象となる取組	提出様式	必要書類	申請期限
3	第4条第1項第2	様式第	(1) 雇用保険適用事業所設置届(事業主控)の写し	対象となった労
	号イ	3 - 3	(登記簿上の本社所在地が県外の場合又は県外の	働者が介護休業
		号	本社で一括して手続きを行っている場合を除き、	を取得する前の
	(働き方改革支援		県内の支店・営業所等の事業所の設置届)	職等に復職した
	コース・介護休業		(2) 会社案内又は会社概要(ホームページの写し可)	日以後の最初の
	の取得促進)		(3) 対象となる労働者の介護休業期間の確認ができ	3月31日まで
			る書類の写し(介護休業決定通知、介護休業給付	
			金支給決定通知書等)	
			(4) 対象となる労働者の職場復帰状況の確認ができ	
			る書類の写し(出勤簿等)	
			(5) 就業規則、育児・介護休業規程等の写し	
			(6) 奨励金振込先口座の通帳の写し(口座番号・口	
			座名義が確認できるもの)	
			(7) その他知事が必要と認める書類	
4	第4条第1項第2	様式第	(所定外労働時間の削減に取り組んだ場合)	取組期間の最終
	号ウ及びエ	3 - 4	(1) 取組期間3か月分の時間外勤務命令簿等の写し	日から起算して
		号	(2) 過去2年間の同時期の時間外勤務命令簿等の写	1か月を経過し
	(働き方改革支援		L	た日又は参加決
	コース・所定外労		(3) 成果の一覧表(任意様式)	定年度の3月
	働の削減/年次有		(4) 奨励金振込先口座の通帳の写し(口座番号・口	31日のいずれ
	給休暇の取得促		座名義が確認できるもの)	か早い日まで
	進)		(5) その他知事が必要と認める書類	
			(年次有給休暇の取得促進に取り組んだ場合)	
			(1) 取組期間3か月分の出勤簿(休暇簿)等の写し	
			(2) 過去2年間の同時期の出勤簿、休暇簿等の写し	
			(3) 成果の一覧表 (任意様式)	
			(4) 奨励金振込先口座の通帳の写し(口座番号・口	
			座名義が確認できるもの)	
			(5) その他知事が必要と認める書類	

	対象となる取組	提出様式	必要書類	申請期限
5	第4条第1項第2	様式第	(1) 雇用保険適用事業所設置届(事業主控)の写し	対象となった労
	号才	3 - 5	(登記簿上の本社所在地が県外の場合又は県外の	働者が育児短時
		号	本社で一括して手続きを行っている場合を除き、	間勤務を終了し
	(働き方改革支援		県内の支店・営業所等の事業所の設置届)	た日以後の最初
	コース・男性の育		(2) 会社案内又は会社概要(ホームページの写し可)	の3月31日ま
	児短時間勤務の取		(3) 対象となる男性労働者の育児短時間勤務期間の	で
	得促進)		確認ができる書類の写し(育児短時間勤務決定通	
			知、育児時短就業給付金決定通知書等)	
			(4) 対象となる男性労働者の育児短時間勤務期間の	
			開始及び終了が確認できる書類の写し(出勤簿、	
			タイムカード等)	
			(5) 就業規則、育児・介護休業規程等の写し	
			(6) 奨励金振込先口座の通帳の写し(口座番号・口	
			座名義が確認できるもの)	
			(7) その他知事が必要と認める書類	
6	第4条第1項第2	様式第	(1) 雇用保険適用事業所設置届(事業主控)の写し	対象となった労
	号力	3 - 6	(登記簿上の本社所在地が県外の場合又は県外の	働者が介護短時
		号	本社で一括して手続きを行っている場合を除き、	間勤務を終了し
	(働き方改革支援		県内の支店・営業所等の事業所の設置届)	た日以後の最初
	コース・介護短時		(2) 会社案内又は会社概要(ホームページの写し可)	の3月31日ま
	間勤務の取得促		(3) 対象となる労働者の介護短時間勤務期間の確認	で
	進)		ができる書類の写し(介護短時間勤務決定通知等)	
			(4) 対象となる労働者の介護短時間勤務期間の開始	
			及び終了が確認できる書類の写し(出勤簿、タイ	
			ムカード等)	
			(5) 就業規則、育児・介護休業規程等の写し	
			(6) 奨励金振込先口座の通帳の写し(口座番号・口	
			座名義が確認できるもの)	
			(7) その他知事が必要と認める書類	

	対象となる取組	提出 様式	必要書類	申請期限
7	第4条第1項第3	様式第	(1) 雇用保険適用事業所設置届(事業主控)の写し	対象となった労
	号ア	3 - 7	(登記簿上の本社所在地が県外の場合又は県外の	働者が育児休業
		号	本社で一括して手続きを行っている場合を除き、	を取得する前の
	(ファーストペン		県内の支店・営業所等の事業所の設置届)	職等に復職した
	ギン応援コース・		(2) 会社案内又は会社概要(ホームページの写し可)	日以後の最初の
	企業内初の男性育		(3) 対象となる男性労働者の育児休業期間の確認が	3月31日まで
	児休業取得者の誕		できる書類の写し(育児休業決定通知、育児休業	
	生)		給付金支給決定通知書等)	
			(4) 対象となる男性労働者の職場復帰状況が確認で	
			きる書類の写し (出勤簿等)	
			(5) 就業規則、育児・介護休業規程等の写し	
			(6) 奨励金振込先口座の通帳の写し(口座番号・口	
			座名義が確認できるもの)	
			(7) その他知事が必要と認める書類	
8	第4条第1項第3	様式第	(1) 雇用保険適用事業所設置届(事業主控)の写し	当該年度の3月
	号イ	3 - 8	(登記簿上の本社所在地が県外の場合又は県外の	31日まで
		号	本社で一括して手続きを行っている場合を除き、	
	(ファーストペン		県内の支店・営業所等の事業所の設置届)	
	ギン応援コース・		(2) 会社案内又は会社概要(ホームページの写し可)	
	企業内初の女性管		(3) 取組を達成した日付と内容が客観的に証明でき	
	理職の誕生)		る書類の写し	
			(4) 就業規則、育児・介護休業規程等の写し	
			(5) 奨励金振込先口座の通帳の写し(口座番号・口	
			座名義が確認できるもの)	
			(6) その他知事が必要と認める書類	